

新型コロナウイルス感染症に係る 特別要望書

令和4年11月

山 口 県

新型コロナウイルス感染症に係る特別要望

感染力が非常に強い変異株に置き換わった新型コロナウイルス感染症の第7波は、今年夏、本県でも猛威を振るい、8月には、1日あたりの感染者数が最高で約3,500人にのぼるなど、これまでにない規模の感染拡大を引き起こしました。

このため、県民に基本的な感染防止対策の徹底をお願いするとともに、戦略的なPCR検査の実施やワクチン追加接種の促進などの感染拡大防止対策、入院受入病床の拡充や自宅療養者の支援体制の充実など、感染の抑え込みと感染された方の重症化防止に全力で取り組んできました。

その結果、現在は、感染者数が減少してきていますが、未だコロナの収束を見通せる状況にはなく、この冬には、新たな感染拡大の発生やインフルエンザとの同時流行も懸念されています。

こうした中、国においては、「With コロナに向けた新たな段階への移行」を示し、今後、科学的知見に基づきながら、できるだけ平時に近い社会経済活動が可能となるよう取り組んでいくとされたところです。

本県としても、こうした国の動きと連携しながら、引き続き、県民の命と健康を守ることを最優先に、再度の感染拡大の防止に万全の対策を講じながら、大きく傷んだ社会経済の再生と活性化に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

ついては、本県の新型コロナウイルス感染症対策のより一層の充実に向け、緊急かつ重要な事項についてとりまとめましたので、特段の御配慮をお願いします。

令和4年11月

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政
山 口 県 議 会 議 長 柳 居 俊 学

目 次

1 感染拡大防止等について

- (1) 感染症法上の取扱いの見直し 1
- (2) 検査体制の強化 1
- (3) ワクチン接種の円滑な実施 1

2 保健・医療体制の強化について

- (1) 感染患者の受入れ等に対する財政支援の充実 2
- (2) 自宅療養者への対応の強化 2
- (3) 高齢者施設等における医療支援の強化 3
- (4) 保健所機能の充実・強化 3
- (5) 後遺症の実態解明と治療法の研究開発等の推進 3
- (6) 偏見・差別行為等の排除 3

3 社会福祉施設・学校等における感染防止対策の強化

- (1) 社会福祉施設等における感染防止対策への支援 4
- (2) 学校等における感染防止対策への支援 4

4 地域の経済と雇用を支える中小企業への支援の充実

- (1) 中小企業に対する金融支援制度の継続的な運用 5
- (2) 地域の経済と雇用を支える中小企業への支援の充実 6
- (3) 雇用対策の充実 6

5 新型コロナウイルス感染症に係る地方財政支援について

- 今後必要となる対策への確実な財政支援 7

1 感染拡大防止等について

《内閣官房／厚生労働省》

- 感染力が非常に強い変異株による第7波は、本県においてもこれまでにない規模の感染拡大を引き起こした。
- 県民の命と健康を守ることを最優先に万全の対策を講じながら、科学的知見に基づく、with コロナの新たな段階に即した取組へ移行していくことが必要である。
- ついては、感染症法上の取扱いの見直し、検査体制の強化、ワクチン接種の円滑な実施について要望する。

(1) 感染症法上の取扱いの見直し

With コロナに向けた新たな段階に移行したことを踏まえ、医療・予防接種に係る公費負担の在り方や一般の医療機関での受入体制についての細やかな検討など、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いの見直しを進め、そのロードマップを早急に示すこと。

(2) 検査体制の強化

各地域の実情に応じ、必要な検査が確実に実施できるよう、検査に対する強力な財政支援等を行うとともに、検査に要する資器材の需給を的確に把握しながら、診療及び各種検査に必要な検査試薬や検査キット等の安定的な供給を図ること。

また、新たな変異株について、その詳細な性状を早期に分析し、科学的・専門的情報を迅速に提供するとともに、最新の知見を踏まえた対処方法を示すこと。

(3) ワクチン接種の円滑な実施

ワクチン接種が円滑に進むよう、接種の必要性や有効性等について、国が前面に立ち、端的に分かりやすい情報発信を引き続き積極的に行うとともに、接種体制の確保等に影響を与える接種方針については、実施主体となる市町をはじめ県の事務負担等を十分に考慮し、情報提供等をきめ細かく行うこと。

2 保健・医療体制の強化について

《内閣官房／厚生労働省》

- 今後の感染拡大に備え、医療提供体制を確保するためには、患者の受入れ等を行う医療機関への支援が必要である。
- また、自宅療養を行う軽症者等に対しては、体調変化時のフォローアップ体制が必要である。
- ついては、感染患者の受入れ等に対する財政支援、自宅療養者への対応など、本県の体制整備に向けた国の支援について要望する。

(1) 感染患者の受入れ等に対する財政支援の充実

重症化リスクのある要入院患者向け確保病床を最大限活用するため、受入協力医療機関に対し、平時より十分な財政支援を行うこと。

また、重症・中等症患者の受入れに中心的役割を果たしている二次・三次医療を担う医療機関や、各医療圏の専門診療科による対応が不可欠である周産期や小児等の医療を担う医療機関への手厚い財政支援を講じること。

さらに、コロナ回復後に引き続き入院管理が必要な患者を受け入れる後方支援病床の確実な確保に向け、要入院患者向け確保病床と同様の空床補償制度の創設など、財政的支援を行うこと。

加えて、新型コロナウイルス感染症患者の受入有無に関わらず、院内感染防止対策を講じた医療機関や、受診控えにより減収が生じている医療機関への財政支援を行うこと。

(2) 自宅療養者への対応の強化

感染急拡大時においては、自宅における確実な経過観察が重要であるため、健康フォローアップセンターの設置運営や、医療機関・薬局との連携など、県の行う体制整備を積極的に支援すること。

特に、自宅療養中の軽症者等が、体調変化時に健康フォローアップセンターとの連携の下、身近な医療機関で適切な診察を受けることができるよう、医師会等に対し、療養者への支援について継続的に要請すること。

(3) 高齢者施設等における医療支援の強化

高齢者施設等において感染者が出た際に、施設の嘱託医や協力医療機関等の更なる協力が得られるよう、医療的支援に係るインセンティブの設定など、実効性のある具体的な方策を示すこと。

また、施設内療養を行う高齢者施設への補助について、医療機関への支援と同様、国において全額財源措置を講じるとともに、障害者支援施設等についても対象とすること。

(4) 保健所機能の充実・強化

感染拡大時においても、保健所が業務を円滑に遂行できるよう、保健師をはじめ必要な人員や施設・設備の確保や、外部委託の推進のための財源措置など、保健所機能の充実・強化に対する支援を行うこと。

(5) 後遺症の実態解明と治療法の研究開発等の推進

新型コロナウイルス感染症の後遺症については、国において、専門家による分析・検証を行うなど、発症メカニズムの実態解明や治療法の確立等に向けた研究開発を進めるとともに、症状等に応じた適切な診療や相談支援を行うことのできる体制整備を行うこと。

(6) 偏見・差別行為等の排除

感染者及び最前線で治療にあたる医療従事者、介護・福祉サービス等の従事者や家族に対する偏見や差別は決して許されるものではないことから、国民への正しい情報の提供による風評被害の防止対策を行うとともに、差別・偏見を受けた方の人権を守る対策を講じること。

3 社会福祉施設・学校等における感染防止対策の強化

《文部科学省／厚生労働省》

- 今後、新型コロナウイルスとの併存を前提として、感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立を図っていくためには、重症化リスクの高い高齢者等の感染防止対策が重要となる。
- 同時に、最近の感染状況を見ると若年層の感染が顕著になっており、その抑制にも取り組むことが必要である。
- 特に、社会福祉施設や学校などはクラスターの発生リスクが高く、ひとたび感染が発生すると、多数の濃厚接触者を介して大きな感染拡大につながる可能性があり、引き続き、徹底した感染防止対策を講じていく必要がある。
- ついては、感染防止対策が継続的に実施できるよう、国の支援について要望する。

(1) 社会福祉施設等における感染防止対策への支援

社会福祉施設等で感染が生じた場合、重症化やクラスター化のおそれが高く、徹底した感染防止対策が必要となることから、感染防止対策に取り組む社会福祉施設等への財政支援の充実を図ること。

(2) 学校等における感染防止対策への支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中であっても、幼児教育段階から高等教育段階の各学校等においては、様々な場面で、きめ細やかな感染予防対策を徹底した上で教育・保育活動を実践し、幼児・児童・生徒の「学びの保障」等に最大限取り組んでいく必要がある。

このため、国においては、各幼稚園・保育所・学校等が、感染拡大防止のための保健衛生用品の購入や衛生環境の改善に向けた施設改修などに年間を通じて計画的かつ的確に取り組めるよう、十分な予算を確保すること。

4 地域の経済と雇用を支える中小企業への支援の充実

《内閣府／厚生労働省／経済産業省／中小企業庁》

- コロナ禍に加え、原油価格・物価高騰等により、中小企業は更なる打撃を受けており、影響の長期化が懸念される。
- こうした中、金融支援の充実を図るとともに、事業再構築や生産性向上など中小企業の経営改善に資する取組を後押しするほか、雇用対策についても、経済・雇用情勢等を踏まえ、柔軟に対応すること必要である。
- ついては、厳しい経営環境に直面する中小企業の持続的な成長発展に向け、国による支援を要望する。

(1) 中小企業に対する金融支援制度の継続的な運用

国制度を活用した「新型コロナウイルス感染症対応資金」の返済が本格化してくる中、原油高や物価高、急速に進行する円安などの影響により、中小企業の収益力は圧迫されており、一層手元資金が乏しくなっていくことが懸念され、引き続き、適切な金融支援を行っていくことが必要である。

また、本県では、国制度を活用した資金の創設や他県にない独自の補助制度などにより、中小企業の資金繰りを支援してきたが、こうした取組は、将来にわたり多額の財政負担が生じることが危惧される。

このため、中小企業がコロナ禍を乗り越え事業継続できるよう、既往債務における中小企業の負担軽減に資する対策を講じるとともに、地方が中小企業に対する資金繰り支援を継続的かつ柔軟に実施していけるよう、十分な財政支援を講じるよう要望する。

① 「中小企業活性化パッケージNEXT」の強力な推進

増大する債務に苦しむ中小企業が、事業を継続していけるよう、経済環境の変化を踏まえた資金繰り支援や収益力改善・事業再生などの取組を強力に推進すること。

② 実質無利子・無担保融資の返済見直し（条件変更）への支援

実質無利子・無担保融資を利用する中小企業が返済見直し時に必要となる信用保証料について、中小企業の支払いを伴わない補助制度を国におい

て創設すること。

③ 県の信用保証協会に対する損失補償に係る財政支援措置

信用保証協会への損失補償を「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の基金の対象事業とし、当該事業に係る基金の設置期間を、損失補償に係る制度融資の融資期間が終了するまでとするなどの財政支援措置を講ずること。

④ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において基金の対象とされている信用保証料補助事業の基金設置期間の延長

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において基金の対象事業とされている信用保証料補助事業に係る基金の設置期間を、信用保証料補助事業に係る制度融資の融資期間が終了するまでとするなどの財政支援を講ずること。

(2) 地域の経済と雇用を支える中小企業への支援の充実

コロナ禍に加え、原油価格・物価高騰により、中小企業は更なる打撃を受けており、影響の長期化が懸念されている。

中小企業における経営改善の取組を強力に後押しするため、事業再構築補助金や生産性向上補助金など費用負担の軽減に向けた対策を着実に実施すること。

(3) 雇用対策の充実

新型コロナウイルス感染症や物価高の影響により、雇用情勢の先行きは依然として不透明であることから、段階的に縮減されている雇用調整助成金の特例措置等について、雇用は遅行指数でもあるという認識に立ち、引き続き、地域経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

5 新型コロナウイルス感染症に係る地方財政支援について

《内閣官房／総務省》

- 県では、新型コロナウイルスの感染拡大防止と県民生活や県内経済への影響に適切に対処するため、緊急対策等に集中的な投資を行うこととし、これまで県が進めてきた行財政構造改革を一時凍結し、国の地方創生臨時交付金等も活用しながら、必要な対策を迅速に講じてきた。
- 今年度も、長期化する新型コロナウイルス感染症等に対応するため、当初予算及び補正予算において、更なる感染拡大防止対策など必要な対策を講じているが、交付金が不足し、一部事業においては一般財源により対応せざるを得ないなど、本県財政は厳しい状況にある。
- 感染の収束が未だ見通せない中、今後も適時適切に必要な追加対策を講じることができるよう、地方財政に対する格別な支援について要望する。

今後必要となる対策への確実な財政支援

今後も、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、感染拡大や物価高騰の状況等に応じて、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など地方が必要とする財源について積極的に措置すること。

併せて、臨時交付金について、基金への積立要件や繰越要件の緩和など、柔軟で弾力的な運用を図ること。